

経営管理実施権配分計画書

1 個別事項

整 理 番 号	河来見配-1				経営管理実施権の設定を受ける者（丙）				(氏名又は名称)				(所在地)			
					経営管理実施権を設定する市町村（乙）				(名称)				(住所又は所在地)			
					伊根町長 吉本 秀樹				京都府宮津市字須津 2 2 6 8 番地 4				京都府与謝郡伊根町字日出 6 5 1			
丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続 期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備 考 （森林簿地番）
番号	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
	町	大字	小字	地番												
1	伊根町	野村	石原	10110-9	34	い	山林	0.13	スギ	65	公告の日	R17. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
2	伊根町	野村	石原	10112-2,-3	34	い	山林	0.08	スギ	71						
3	伊根町	野村	石原	1362 1	34	い	山林	0.04	スギ	71						
4	伊根町	野村	石原	1362-1	34	い	山林	0.0191	スギ ヒノキ	51						W
5	伊根町	野村	石原	1363	34	い	山林	0.0237	スギ ヒノキ	51						W
6	伊根町	野村	石原	1363-1	34	い	山林	0.0085	スギ ヒノキ	51						W
7	伊根町	野村	石原	1366	34	い	山林	0.0595	スギ ヒノキ	51						W
8	伊根町	野村	茶エン	1373	34	い	山林	0.0786	スギ ヒノキ	51						W
9	伊根町	野村	石原	1375	34	い	山林	0.0234	スギ ヒノキ	51						W
10	伊根町	野村	石原	1376	34	い	山林	0.0314	スギ ヒノキ	51						W
11	伊根町	野村	家ノ上	1378	34	い	山林	0.0029	スギ ヒノキ	51						W
12	伊根町	野村	家ノ上	1384	34	い	山林	0.0135	スギ ヒノキ	51						W
13	伊根町	野村	家ノ上へ	1385	34	い	山林	0.0171	スギ ヒノキ	51						W
14	伊根町	野村	家ノ上へ	1386	34	い	山林	0.0449	スギ ヒノキ	51						W
15	伊根町	野村	家ノ上へ	1389	34	い	山林	0.0238	スギ ヒノキ	51						W
16	伊根町	野村	石原	10109-2	34	い	山林	0.02	スギ	71						
17	伊根町	野村	石原	10110-1	34	い	山林	0.07	スギ	71						
18	伊根町	野村	石原	10114-6	34	い	山林	0.04	スギ	66						
19	伊根町	野村	ジドウ	1439・1440	34	い	山林	0.13	スギ	26						
20	伊根町	野村	オツカケ	1435	34	い	山林	0.0304	スギ	66						C
21	伊根町	野村	石原	1365	34	い	山林	0.0195	スギ ヒノキ	51						W
22	伊根町	野村	ジドウ	1441-乙	34	い	山林	0.0396	スギ ヒノキ	51						W

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続 期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考 （森林簿地番）
番号	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
	町	大字	小字	地番												
23	伊根町	野村	ジドウ	1441	34	い	山林	0.0049	スギ ヒノキ	51	公告の日	R17. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	W
24	伊根町	野村	石原	10110-18	34	い	山林	0.09	ヒノキ	45						
25	伊根町	野村	石原	1358	35	い	山林	0.03	スギ	51						
26	伊根町	野村	石原	10108-2	36	い	山林	0.04	スギ	36						
27	伊根町	野村	石原	10110-4	37	い	山林	0.05	スギ	42						
28	伊根町	野村	オクシノウヘ	1380	38	い	山林	0.0595	スギ ヒノキ	51						W
29	伊根町	野村	石原	10111-1	34	い	山林	0.38	ヒノキ	65						
30	伊根町	野村	石原	10110-3	34	い	山林	0.01	スギ	42						
31	伊根町	野村	石原	10114-2	34	い	山林	0.04	スギ	66						
32	伊根町	野村	石原	1421	34	い	山林	0.22	スギ	65						
33	伊根町	野村	東谷	1299・1300	34	い	山林	0.21	スギ	71						T
34	伊根町	野村	石原	1371	34	い	山林	0.0505	スギ ヒノキ	51						W
35	伊根町	野村	家ノ上ヘ	1387	34	い	山林	0.0201	スギ ヒノキ	51						W
36	伊根町	野村	家ノ上ヘ	1388	34	い	山林	0.0238	スギ ヒノキ	51						W
37	伊根町	野村	タンバタケ	1354	34	い	山林	0.0479	スギ ヒノキ	51						P/Q
38	伊根町	野村	タンバタケ	1354-1	34	い	山林	0.0112	スギ ヒノキ	51						P/Q
39	伊根町	野村	ヲクジ	1342	34	い	山林	0.0436	スギ ヒノキ	51						P/Q
40	伊根町	野村	石原	10114-3	34	い	山林	0.03	スギ	71						
41	伊根町	野村	石原	110-マル3	34	い	山林	0.03	スギ	71						
42	伊根町	野村	茶エン	1372	34	い	山林	0.0396	スギ ヒノキ	51						W
43	伊根町	野村	家ノ上	1377	34	い	山林	0.0314	スギ ヒノキ	51						W
44	伊根町	野村	石原	10108-1	34	い	山林	0.10	スギ	36						
45	伊根町	野村	石原	10110-8	34	い	山林	0.12	スギ	71						
46	伊根町	野村	石原	10111-3	34	い	山林	0.02	スギ	71						
47	伊根町	野村	石原	10112-1	34	い	山林	0.16	ヒノキ	66						
48	伊根町	野村	石原	10110-17	34	い	山林	0.01	ヒノキ	45						
49	伊根町	野村	石原	10110-2	34	い	山林	0.14	スギ	66						
50	伊根町	野村	オツカケ	1426	34	い	山林	0.019	スギ	66						C

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続 期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考 （森林簿地番）
番号	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
	町	大字	小字	地番												
51	伊根町	野村	石原	110-16	34	い	山林	0.02	スギ ヒノキ	45	公告の日	R17. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	0
52	伊根町	野村	イシハラサカ	1353	34	い	山林	0.0185	スギ ヒノキ	51						P/Q
53	伊根町	野村	イシハラサカ	1353-1	34	い	山林	0.032	スギ ヒノキ	51						P/Q
54	伊根町	野村	ミヤノ前	1311-1	34	い	山林	0.08	スギ	51						J
55	伊根町	野村	ミヤノマヘ	1345	34	い	山林	0.0109	スギ ヒノキ	51						P/Q
56	伊根町	野村	宮ノ前	1311-1	34	い	山林	0.0267	スギ ヒノキ	51						P/Q
57	伊根町	野村	石原	110-マル1	34	い	山林	0.01	スギ	66						
58	伊根町	野村	カウラウチ	1431	34	い	山林	0.35	スギ	71						
59	伊根町	野村	オクシノウヘ	1379	34	い	山林	0.0561	スギ ヒノキ	51						W
60	伊根町	野村	石原	1355	34	い	山林	0.0396	スギ ヒノキ	51						P/Q
61	伊根町	野村	石原	1355-1	34	い	山林	0.0191	スギ ヒノキ	51						P/Q
62	伊根町	野村	石原	10110-19	34	い	山林	0.04	スギ ヒノキ	45						
63	伊根町	野村	石原	110-マル2	34	い	山林	0.04	スギ	68						
64	伊根町	野村	宮ノ前	1312	34	い	山林	0.01	スギ	52						
65	伊根町	野村	宮ノ前	1316	34	い	山林	0.01	スギ	51						
66	伊根町	野村	宮ノ前	1308	34	い	山林	0.01	スギ	52						
67	伊根町	野村	石原	10109-3	34	い	山林	0.04	スギ	61						
68	伊根町	野村	石原	10110-6	34	い	山林	0.08	スギ ヒノキ	71						
69	伊根町	野村	石原	10114-4,-5	34	い	山林	0.08	スギ	71						
70	伊根町	野村	石原	10111-4	34	い	山林	0.01	スギ	71						
71	伊根町	野村	東谷	東谷1302・1303・1304	34	い	山林	0.19	スギ	61						U/V
72	伊根町	野村	フンゴダ	1307・1307-1	34	い	山林	0.17	スギ	61						U/V
73	伊根町	野村	ミヤノ前	1311-2	34	い	山林	0.06	スギ	51						K
74	伊根町	野村	ミヤノ前	1309	34	い	山林	0.03	スギ	51						L
75	伊根町	野村	宮ノ前	1310	34	い	山林	0.03	スギ	66						M
76	伊根町	野村	石原	110-12	34	い	山林	0.0033	スギ	66						N
77	伊根町	野村	宮ノ前	1309	34	い	山林	0.03	スギ	51						L
78	伊根町	野村	谷地	1301	34	い	山林	0.12	スギ ヒノキ	69						

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続 期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の 内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考 （森林簿地番）
番号	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
	町	大字	小字	地番												
79	伊根町	野村	石原	1420-1	34	い	山林	0.11	スギ	66	公告の日	R17. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
80	伊根町	野村	石原	1301	34	い	山林	0.05	スギ	71						R
81	伊根町	野村	石原	10110-11	34	い	山林	0.03	スギ	64						
82	伊根町	野村	ヲクジ	1348	34	い	山林	0.0109	スギ	52						
83	伊根町	野村	オツカケ	1427	34	い	山林	0.0287	スギ	66						C
84	伊根町	野村	石原	110-14	34	い	山林	0.0076	スギ	66						N
85	伊根町	野村	石原	10110-13	34	い	山林	0.06	スギ	51						
86	伊根町	野村	石原	10110-20	34	い	山林	0.02	スギ	68						
87	伊根町	野村	オツカケ	1434	34	い	山林	0.0198	スギ	66						C
88	伊根町	野村	ミヤノマヘ	1346	34	い	山林	0.0135	スギ ヒノキ	51						P/Q
89	伊根町	野村	石原	10110-7	34	い	山林	0.03	スギ	71						
90	伊根町	野村	イシハラサカ	1347	34	い	山林	0.0214	スギ ヒノキ	51						P/Q
91	伊根町	野村	ブンゴダ	1805-1,-2	34	い	山林	0.01	スギ	55						
92	伊根町	野村	石原	1344	34	い	山林	0.04	スギ	66						
93	伊根町	野村	石原	10109-1	34	い	山林	0.37	スギ ヒノキ	69						
94	伊根町	野村	ヲフカケ	1428	34	い	山林	0.02	スギ	71						
95	伊根町	野村	石原	1367	34	い	山林	0.0631	スギ ヒノキ	51						W
96	伊根町	野村	石原	1368・1369	34	い	山林	0.069	スギ ヒノキ	51						W
97	伊根町	野村	石原	1369-1	34	い	山林	0.0195	スギ ヒノキ	51						W
98	伊根町	野村	イシハラサカ	1352	34	い	山林	0.0519	スギ ヒノキ	51						P/Q
99	伊根町	野村	イシハラサカ	1352-1	34	い	山林	0.0076	スギ ヒノキ	51						P/Q
100	伊根町	野村	石原	10110-5	34	い	山林	0.06	スギ ヒノキ	42						
101	伊根町	野村	石原	10111-2	34	い	山林	0.01	スギ ヒノキ	71						
102	伊根町	野村	石原	1364	34	い	山林	0.0307	スギ ヒノキ	51						W
103	伊根町	野村	石原	1370	34	い	山林	0.031	スギ ヒノキ	51						W
104	伊根町	野村		I	34	い	山林	0.05	スギ	51						
105	伊根町	野村		H	34	い	山林	1.40	スギ	51						
106	伊根町	野村	カウラウチ	A	34	い	山林	0.08	スギ	51						

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続 期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考 （森林簿地番）
番号	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
107	伊根町	野村		F	34	い	山林	0.11	スギ	52	公告の日	R17. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
108	伊根町	野村	ソブカミ	146	34	い	山林	0.02	スギ	51						
109	伊根町	野村	石原	114-1	34	い	山林	0.35	ヒノキ	65						
110	伊根町	野村	石原	1374	34	い	山林	0.0271	スギ ヒノキ	51						W

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）											Ａの森林所有者（甲）			備考
番号	所　　在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	町	大字	小字	地番										
1	伊根町	野村	石原	10110-9	34	い	山林	0.13	スギ	65				河来見　集-001
2	伊根町	野村	石原	10112-2,-3	34	い	山林	0.08	スギ	71				
3	伊根町	野村	石原	1362　　1	34	い	山林	0.04	スギ	71				
4	伊根町	野村	石原	1362-1	34	い	山林	0.0191	スギ ヒノキ	51				
5	伊根町	野村	石原	1363	34	い	山林	0.0237	スギ ヒノキ	51				
6	伊根町	野村	石原	1363-1	34	い	山林	0.0085	スギ ヒノキ	51				
7	伊根町	野村	石原	1366	34	い	山林	0.0595	スギ ヒノキ	51				
8	伊根町	野村	茶エン	1373	34	い	山林	0.0786	スギ ヒノキ	51				
9	伊根町	野村	石原	1375	34	い	山林	0.0234	スギ ヒノキ	51				
10	伊根町	野村	石原	1376	34	い	山林	0.0314	スギ ヒノキ	51				
11	伊根町	野村	家ノ上	1378	34	い	山林	0.0029	スギ ヒノキ	51				
12	伊根町	野村	家ノ上	1384	34	い	山林	0.0135	スギ ヒノキ	51				
13	伊根町	野村	家ノ上へ	1385	34	い	山林	0.0171	スギ ヒノキ	51				
14	伊根町	野村	家ノ上へ	1386	34	い	山林	0.0449	スギ ヒノキ	51				
15	伊根町	野村	家ノ上へ	1389	34	い	山林	0.0238	スギ ヒノキ	51				
16	伊根町	野村	石原	10109-2	34	い	山林	0.02	スギ	71				河来見　集-002
17	伊根町	野村	石原	10110-1	34	い	山林	0.07	スギ	71				
18	伊根町	野村	石原	10114-6	34	い	山林	0.04	スギ	66				
19	伊根町	野村	ジドウ	1439・1440	34	い	山林	0.1300	スギ	26				
20	伊根町	野村	オツカケ	1435	34	い	山林	0.0304	スギ	66				
21	伊根町	野村	石原	1365	34	い	山林	0.0195	スギ ヒノキ	51				
22	伊根町	野村	ジドウ	1441-乙	34	い	山林	0.0396	スギ ヒノキ	51				
23	伊根町	野村	ジドウ	1441	34	い	山林	0.0049	スギ ヒノキ	51				河来見　集-003
24	伊根町	野村	石原	10110-18	34	い	山林	0.0900	ヒノキ	45				
25	伊根町	野村	石原	1358	35	い	山林	0.0300	スギ	51				
26	伊根町	野村	石原	10108-2	36	い	山林	0.0400	スギ	36				
27	伊根町	野村	石原	10110-4	37	い	山林	0.0500	スギ	42				
28	伊根町	野村	オクシノウヘ	1380	38	い	山林	0.0595	スギ ヒノキ	51				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）											Ａの森林所有者（甲）			備考				
番号	所　　在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類					
	町	大字	小字	地番														
29	伊根町	野村	石原	10111-1	34	い	山林	0.3800	ヒノキ	65				河来見　集-004				
30	伊根町	野村	石原	10110-3	34	い	山林	0.0100	スギ	42								
31	伊根町	野村	石原	10114-2	34	い	山林	0.04	スギ	66								
32	伊根町	野村	石原	1421	34	い	山林	0.22	スギ	65								
33	伊根町	野村	東谷	1299・1300	34	い	山林	0.21	スギ	71								
34	伊根町	野村	石原	1371	34	い	山林	0.0505	スギ ヒノキ	51								
35	伊根町	野村	家ノ上へ	1387	34	い	山林	0.0201	スギ ヒノキ	51								河来見　集-005
36	伊根町	野村	家ノ上へ	1388	34	い	山林	0.0238	スギ ヒノキ	51								
37	伊根町	野村	タンバタケ	1354	34	い	山林	0.0479	スギ ヒノキ	51								
38	伊根町	野村	タンバタケ	1354-1	34	い	山林	0.0112	スギ ヒノキ	51								
39	伊根町	野村	ヲクジ	1342	34	い	山林	0.0436	スギ ヒノキ	51								
40	伊根町	野村	石原	10114-3	34	い	山林	0.0300	スギ	71								
41	伊根町	野村	石原	110-マル3	34	い	山林	0.0300	スギ	71								
42	伊根町	野村	茶エン	1372	34	い	山林	0.0396	スギ ヒノキ	51				河来見　集-006				
43	伊根町	野村	家ノ上	1377	34	い	山林	0.0314	スギ ヒノキ	51								
44	伊根町	野村	石原	10108-1	34	い	山林	0.1000	スギ	36				河来見　集-007				
45	伊根町	野村	石原	10110-8	34	い	山林	0.1200	スギ	71								
46	伊根町	野村	石原	10111-3	34	い	山林	0.02	スギ	71				河来見　集-008				
47	伊根町	野村	石原	10112-1	34	い	山林	0.16	ヒノキ	66								
48	伊根町	野村	石原	10110-17	34	い	山林	0.01	ヒノキ	45				河来見　集-009				
49	伊根町	野村	石原	10110-2	34	い	山林	0.1400	スギ	66								
50	伊根町	野村	オツカケ	1426	34	い	山林	0.0191	スギ	66								
51	伊根町	野村	石原	110-16	34	い	山林	0.0200	スギ ヒノキ	45								
52	伊根町	野村	イシハラサカ	1353	34	い	山林	0.0185	スギ ヒノキ	51								
53	伊根町	野村	イシハラサカ	1353-1	34	い	山林	0.0320	スギ ヒノキ	51								
54	伊根町	野村	ミヤノ前	1311-1	34	い	山林	0.0800	スギ	51								
55	伊根町	野村	ミヤノマヘ	1345	34	い	山林	0.0109	スギ ヒノキ	51								
56	伊根町	野村	宮ノ前	1311-1	34	い	山林	0.0267	スギ ヒノキ	51								
57	伊根町	野村	石原	110-マル1	34	い	山林	0.0100	スギ	66								
58	伊根町	野村	カウラウチ	1431	34	い	山林	0.3500	スギ	71				河来見　集-009				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）											Ａの森林所有者（甲）			備考
番号	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	町	大字	小字	地番										
59	伊根町	野村	オクシノウヘ	1379	34	い	山林	0.0561	スギ ヒノキ	51				河来見 集-010
60	伊根町	野村	石原	1355	34	い	山林	0.0396	スギ ヒノキ	51				
61	伊根町	野村	石原	1355-1	34	い	山林	0.02	スギ ヒノキ	51				
62	伊根町	野村	石原	10110-19	34	い	山林	0.04	スギ ヒノキ	45				河来見 集-011
63	伊根町	野村	石原	110-マル2	34	い	山林	0.04	スギ	68				
64	伊根町	野村	宮ノ前	1312	34	い	山林	0.0100	スギ	52				
65	伊根町	野村	宮ノ前	1316	34	い	山林	0.0100	スギ	51				
66	伊根町	野村	宮ノ前	1308	34	い	山林	0.0100	スギ	52				
67	伊根町	野村	石原	10109-3	34	い	山林	0.0400	スギ	61				
68	伊根町	野村	石原	10110-6	34	い	山林	0.0800	スギ ヒノキ	71				
69	伊根町	野村	石原	10114-4,-5	34	い	山林	0.0800	スギ	71				
70	伊根町	野村	石原	10111-4	34	い	山林	0.0100	スギ	71				
71	伊根町	野村	東谷	東谷1302・1303・1304	34	い	山林	0.1900	スギ	61				
72	伊根町	野村	フンゴダ	1307・1307-1	34	い	山林	0.1700	スギ	61				
73	伊根町	野村	ミヤノ前	1311-2	34	い	山林	0.0600	スギ	51				
74	伊根町	野村	ミヤノ前	1309	34	い	山林	0.0300	スギ	51				
75	伊根町	野村	宮ノ前	1310	34	い	山林	0.0300	スギ	66				
76	伊根町	野村	石原	110-12	34	い	山林	0.00	スギ	66				
77	伊根町	野村	宮ノ前	1309	34	い	山林	0.03	スギ	51				
78	伊根町	野村	谷地	1301	34	い	山林	0.12	スギ ヒノキ	69				河来見 集-012
79	伊根町	野村	石原	1420-1	34	い	山林	0.1100	スギ	66				
80	伊根町	野村	石原	1301	34	い	山林	0.0500	スギ	71				
81	伊根町	野村	石原	10110-11	34	い	山林	0.0300	スギ	64				河来見 集-013
82	伊根町	野村	ヲクジ	1348	34	い	山林	0.0109	スギ	52				河来見 集-014
83	伊根町	野村	オツカケ	1427	34	い	山林	0.0287	スギ	66				
84	伊根町	野村	石原	110-14	34	い	山林	0.0076	スギ	66				
85	伊根町	野村	石原	10110-13	34	い	山林	0.0600	スギ	51				河来見 集-015
86	伊根町	野村	石原	10110-20	34	い	山林	0.0200	スギ	68				
87	伊根町	野村	オツカケ	1434	34	い	山林	0.0198	スギ	66				
88	伊根町	野村	ミヤノマヘ	1346	34	い	山林	0.0135	スギ ヒノキ	51				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）											Ａの森林所有者（甲）			備考
番号	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	町	大字	小字	地番										
89	伊根町	野村	石原	10110-7	34	い	山林	0.0300	スギ	71				河来見 集-016
90	伊根町	野村	イシハラサカ	1347	34	い	山林	0.0214	スギ ヒノキ	51				
91	伊根町	野村	ブンゴダ	1805-1,-2	34	い	山林	0.01	スギ	55				
92	伊根町	野村	石原	1344	34	い	山林	0.04	スギ	66				河来見 集-017
93	伊根町	野村	石原	10109-1	34	い	山林	0.37	スギ ヒノキ	69				河来見 集-018
94	伊根町	野村	ヲフカケ	1428	34	い	山林	0.0200	スギ	71				
95	伊根町	野村	石原	1367	34	い	山林	0.0631	スギ ヒノキ	51				
96	伊根町	野村	石原	1368・1369	34	い	山林	0.0690	スギ ヒノキ	51				
97	伊根町	野村	石原	1369-1	34	い	山林	0.0195	スギ ヒノキ	51				
98	伊根町	野村	イシハラサカ	1352	34	い	山林	0.0519	スギ ヒノキ	51				河来見 集-019
99	伊根町	野村	イシハラサカ	1352-1	34	い	山林	0.0076	スギ ヒノキ	51				
100	伊根町	野村	石原	10110-5	34	い	山林	0.0600	スギ ヒノキ	42				
101	伊根町	野村	石原	10111-2	34	い	山林	0.0100	スギ ヒノキ	71				
102	伊根町	野村	石原	1364	34	い	山林	0.0307	スギ ヒノキ	51				河来見 集-020
103	伊根町	野村	石原	1370	34	い	山林	0.0310	スギ ヒノキ	51				河来見 集-021
104	伊根町	野村		I	34	い	山林	0.0500	スギ	51				河来見 集-022
105	伊根町	野村		H	34	い	山林	1.4000	スギ	51				
106	伊根町	野村	カウラウチ	A	34	い	山林	0.08	スギ	51				
107	伊根町	野村		F	34	い	山林	0.11	スギ	52				
108	伊根町	野村	ソブカミ	146	34	い	山林	0.02	スギ	51				
109	伊根町	野村	石原	114-1	34	い	山林	0.3500	ヒノキ	65				
110	伊根町	野村	石原	1374	34	い	山林	0.0271	スギ ヒノキ	51				河来見 集-023
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける者（丙）					住 所（同上）					宮津地方森林組合 代表理事組合長 三 野 茂 春 印				
権利を設定する市町村（乙）					住 所（同上）					伊 根 町 長 吉 本 秀 樹 印				

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「該当森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する費用を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に元も適合するように配慮しなければならない。

② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画書の告示により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この告示の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由なく（4）の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取りけることができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しよとする場合は、甲及び乙に同意をえるものとする。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の管理義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合は、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した費用等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

① 丙は、（1）及び（10）に掲げる事項の実施のため必要がある時は、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。

② 丙は、（1）及び（10）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を認めることができる。

(10) 森林保険

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。

② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用の供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業のように供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰することができない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続起案の満了時及び消滅時における生産の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払（１の個別事項に定める丙から乙に支払われるべき金銭及び丙が１の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。）は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が１の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は伊津部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林							経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在				林班	小班	
	町	大字	小字	地番			
1	伊根町	野村	石原	10110-9	34	い	○丙が間伐の施業、作業道の維持管理、搬出木材の販売の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び丙で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、既存の作業道を利用し、または新たに作業道を開設することにより対象森林内の人工林について、可能な限り広く利用間伐を実施する。 ○搬出間伐が出来ない場所においても可能な限り切り捨て間伐を行う。 ○溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○将来、経済林化が見込まれない場合、針広混交林化を目指す施業を検討する。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
2	伊根町	野村	石原	10112-2,-3	34	い	
3	伊根町	野村	石原	1362 1	34	い	
4	伊根町	野村	石原	1362-1	34	い	
5	伊根町	野村	石原	1363	34	い	
6	伊根町	野村	石原	1363-1	34	い	
7	伊根町	野村	石原	1366	34	い	
8	伊根町	野村	茶エン	1373	34	い	
9	伊根町	野村	石原	1375	34	い	
10	伊根町	野村	石原	1376	34	い	
11	伊根町	野村	家ノ上	1378	34	い	
12	伊根町	野村	家ノ上	1384	34	い	
13	伊根町	野村	家ノ上へ	1385	34	い	
14	伊根町	野村	家ノ上へ	1386	34	い	
15	伊根町	野村	家ノ上へ	1389	34	い	
16	伊根町	野村	石原	10109-2	34	い	

対象森林						
番号	所在				林班	小班
	町	大字	小字	地番		
17	伊根町	野村	石原	10110-1	34	い
18	伊根町	野村	石原	10114-6	34	い
19	伊根町	野村	ジドウ	1439・1440	34	い
20	伊根町	野村	オツカケ	1435	34	い
21	伊根町	野村	石原	1365	34	い
22	伊根町	野村	ジドウ	1441-乙	34	い
23	伊根町	野村	ジドウ	1441	34	い
24	伊根町	野村	石原	10110-18	34	い
25	伊根町	野村	石原	1358	35	い
26	伊根町	野村	石原	10108-2	36	い
27	伊根町	野村	石原	10110-4	37	い
28	伊根町	野村	オクシノウヘ	1380	38	い
29	伊根町	野村	石原	10111-1	34	い
30	伊根町	野村	石原	10110-3	34	い
31	伊根町	野村	石原	10114-2	34	い
32	伊根町	野村	石原	1421	34	い
33	伊根町	野村	東谷	1299・1300	34	い

経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

○丙が間伐の施業、作業道の維持管理、搬出木材の販売の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び丙で協議して決めるものとする。
○施業の実施にあたっては、既存の作業道を利用し、または新たに作業道を開設することにより対象森林内の人工林について、可能な限り広く利用間伐を実施する。
○搬出間伐が出来ない場所においても可能な限り切り捨て間伐を行う。
○溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
○将来、経済林化が見込まれない場合、針広混交林化を目指す施業を検討する。
○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

対象森林						
番号	所在				林班	小班
	町	大字	小字	地番		
34	伊根町	野村	石原	1371	34	い
35	伊根町	野村	家ノ上へ	1387	34	い
36	伊根町	野村	家ノ上へ	1388	34	い
37	伊根町	野村	タンバタケ	1354	34	い
38	伊根町	野村	タンバタケ	1354-1	34	い
39	伊根町	野村	ヲクジ	1342	34	い
40	伊根町	野村	石原	10114-3	34	い
41	伊根町	野村	石原	110-マル3	34	い
42	伊根町	野村	茶エン	1372	34	い
43	伊根町	野村	家ノ上	1377	34	い
44	伊根町	野村	石原	10108-1	34	い
45	伊根町	野村	石原	10110-8	34	い
46	伊根町	野村	石原	10111-3	34	い
47	伊根町	野村	石原	10112-1	34	い
48	伊根町	野村	石原	10110-17	34	い
49	伊根町	野村	石原	10110-2	34	い
50	伊根町	野村	オツカケ	1426	34	い

経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

○丙が間伐の施業、作業道の維持管理、搬出木材の販売の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び丙で協議して決めるものとする。
○施業の実施にあたっては、既存の作業道を利用し、または新たに作業道を開設することにより対象森林内の人工林について、可能な限り広く利用間伐を実施する。
○搬出間伐が出来ない場所においても可能な限り切り捨て間伐を行う。
○溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
○将来、経済林化が見込まれない場合、針広混交林化を目指す施業を検討する。
○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

対象森林						
番号	所在				林班	小班
	町	大字	小字	地番		
51	伊根町	野村	石原	110-16	34	い
52	伊根町	野村	イシハラサカ	1353	34	い
53	伊根町	野村	イシハラサカ	1353-1	34	い
54	伊根町	野村	ミヤノ前	1311-1	34	い
55	伊根町	野村	ミヤノマヘ	1345	34	い
56	伊根町	野村	宮ノ前	1311-1	34	い
57	伊根町	野村	石原	110-マル1	34	い
58	伊根町	野村	カウラウチ	1431	34	い
59	伊根町	野村	オクシノウヘ	1379	34	い
60	伊根町	野村	石原	1355	34	い
61	伊根町	野村	石原	1355-1	34	い
62	伊根町	野村	石原	10110-19	34	い
63	伊根町	野村	石原	110-マル2	34	い
64	伊根町	野村	宮ノ前	1312	34	い
65	伊根町	野村	宮ノ前	1316	34	い
66	伊根町	野村	宮ノ前	1308	34	い
67	伊根町	野村	石原	10109-3	34	い

経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

○丙が間伐の施業、作業道の維持管理、搬出木材の販売の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び丙で協議して決めるものとする。
○施業の実施にあたっては、既存の作業道を利用し、または新たに作業道を開設することにより対象森林内の人工林について、可能な限り広く利用間伐を実施する。
○搬出間伐が出来ない場所においても可能な限り切り捨て間伐を行う。
○溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
○将来、経済林化が見込まれない場合、針広混交林化を目指す施業を検討する。
○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

対象森林						
番号	所在				林班	小班
	町	大字	小字	地番		
68	伊根町	野村	石原	10110-6	34	い
69	伊根町	野村	石原	10114-4,-5	34	い
70	伊根町	野村	石原	10111-4	34	い
71	伊根町	野村	東谷	東谷1302・1303・1304	34	い
72	伊根町	野村	フンゴダ	1307・1307-1	34	い
73	伊根町	野村	ミヤノ前	1311-2	34	い
74	伊根町	野村	ミヤノ前	1309	34	い
75	伊根町	野村	宮ノ前	1310	34	い
76	伊根町	野村	石原	110-12	34	い
77	伊根町	野村	宮ノ前	1309	34	い
78	伊根町	野村	谷地	1301	34	い
79	伊根町	野村	石原	1420-1	34	い
80	伊根町	野村	石原	1301	34	い
81	伊根町	野村	石原	10110-11	34	い
82	伊根町	野村	ヲクジ	1348	34	い
83	伊根町	野村	オツカケ	1427	34	い
84	伊根町	野村	石原	110-14	34	い

経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

○丙が間伐の施業、作業道の維持管理、搬出木材の販売の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び丙で協議して決めるものとする。
○施業の実施にあたっては、既存の作業道を利用し、または新たに作業道を開設することにより対象森林内の人工林について、可能な限り広く利用間伐を実施する。
○搬出間伐が出来ない場所においても可能な限り切り捨て間伐を行う。
○溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
○将来、経済林化が見込まれない場合、針広混交林化を目指す施業を検討する。
○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

対象森林						
番号	所在				林班	小班
	町	大字	小字	地番		
85	伊根町	野村	石原	10110-13	34	い
86	伊根町	野村	石原	10110-20	34	い
87	伊根町	野村	オツカケ	1434	34	い
88	伊根町	野村	ミヤノマヘ	1346	34	い
89	伊根町	野村	石原	10110-7	34	い
90	伊根町	野村	イシハラサカ	1347	34	い
91	伊根町	野村	ブンゴダ	1805-1,-2	34	い
92	伊根町	野村	石原	1344	34	い
93	伊根町	野村	石原	10109-1	34	い
94	伊根町	野村	ヲフカケ	1428	34	い
95	伊根町		石原	1367	34	い
96	伊根町	野村	石原	1368・1369	34	い
97	伊根町	野村	石原	1369-1	34	い
98	伊根町	野村	イシハラサカ	1352	34	い
99	伊根町	野村	イシハラサカ	1352-1	34	い
100	伊根町	野村	石原	10110-5	34	い
101	伊根町	野村	石原	10111-2	34	い

経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

○丙が間伐の施業、作業道の維持管理、搬出木材の販売の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び丙で協議して決めるものとする。
○施業の実施にあたっては、既存の作業道を利用し、または新たに作業道を開設することにより対象森林内の人工林について、可能な限り広く利用間伐を実施する。
○搬出間伐が出来ない場所においても可能な限り切り捨て間伐を行う。
○溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
○将来、経済林化が見込まれない場合、針広混交林化を目指す施業を検討する。
○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所在				林班		小班
	町	大字	小字	地番			
102	伊根町	野村	石原	1364	34		い
103	伊根町	野村	石原	1370	34		い
104	伊根町	野村		I	34		い
105	伊根町	野村		H	34		い
106	伊根町	野村	カウラウチ	A	34		い
107	伊根町	野村		F	34		い
108	伊根町	野村	ソブカミ	146	34		い
109	伊根町	野村	石原	114-1	34	い	
110	伊根町	野村	石原	1374	34	い	

○丙が間伐の施業、作業道の維持管理、搬出木材の販売の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び丙で協議して決めるものとする。
○施業の実施にあたっては、既存の作業道を利用し、または新たに作業道を開設することにより対象森林内の人工林について、可能な限り広く利用間伐を実施する。
○搬出間伐が出来ない場所においても可能な限り切り捨て間伐を行う。
○溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
○将来、経済林化が見込まれない場合、針広混交林化を目指す施業を検討する。
○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
番号	所在				林班		小班
	町	大字	小字	地番			
1	伊根町	野村	石原	10110-9	34	い	（1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から、間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費総額の見積額を上限とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額を上限とする。 （4．留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた間伐、木材販売、その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が間伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
2	伊根町	野村	石原	10112-2,-3	34	い	
3	伊根町	野村	石原	1362 1	34	い	
4	伊根町	野村	石原	1362-1	34	い	
5	伊根町	野村	石原	1363	34	い	
6	伊根町	野村	石原	1363-1	34	い	
7	伊根町	野村	石原	1366	34	い	
8	伊根町	野村	茶エン	1373	34	い	
9	伊根町	野村	石原	1375	34	い	
10	伊根町	野村	石原	1376	34	い	
11	伊根町	野村	家ノ上	1378	34	い	
12	伊根町	野村	家ノ上	1384	34	い	
13	伊根町	野村	家ノ上へ	1385	34	い	
14	伊根町	野村	家ノ上へ	1386	34	い	
15	伊根町	野村	家ノ上へ	1389	34	い	
16	伊根町	野村	石原	10109-2	34	い	

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
番号	所在				林班		小班
	町	大字	小字	地番			
17	伊根町	野村	石原	10110-1	34	い	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から、間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費総額の見積額を上限とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額を上限とする。 （４．留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた間伐、木材販売、その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が間伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
18	伊根町	野村	石原	10114-6	34	い	
19	伊根町	野村	ジドウ	1439・1440	34	い	
20	伊根町	野村	オツカケ	1435	34	い	
21	伊根町	野村	石原	1365	34	い	
22	伊根町	野村	ジドウ	1441-乙	34	い	
23	伊根町	野村	ジドウ	1441	34	い	
24	伊根町	野村	石原	10110-18	34	い	
25	伊根町	野村	石原	1358	35	い	
26	伊根町	野村	石原	10108-2	36	い	
27	伊根町	野村	石原	10110-4	37	い	
28	伊根町	野村	オクシノウヘ	1380	38	い	
29	伊根町	野村	石原	10111-1	34	い	
30	伊根町	野村	石原	10110-3	34	い	
31	伊根町	野村	石原	10114-2	34	い	
32	伊根町	野村	石原	1421	34	い	

対象森林						
番号	所在				林班	小班
	町	大字	小字	地番		
33	伊根町	野村	東谷	1299・1300	34	い
34	伊根町	野村	石原	1371	34	い
35	伊根町	野村	家ノ上へ	1387	34	い
36	伊根町	野村	家ノ上へ	1388	34	い
37	伊根町	野村	タンバタケ	1354	34	い
38	伊根町	野村	タンバタケ	1354-1	34	い
39	伊根町	野村	ヲクジ	1342	34	い
40	伊根町	野村	石原	10114-3	34	い
41	伊根町	野村	石原	110-マル3	34	い
42	伊根町	野村	茶エン	1372	34	い
43	伊根町	野村	家ノ上	1377	34	い
44	伊根町	野村	石原	10108-1	34	い
45	伊根町	野村	石原	10110-8	34	い
46	伊根町	野村	石原	10111-3	34	い
47	伊根町	野村	石原	10112-1	34	い
48	伊根町	野村	石原	10110-17	34	い

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から、間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費総額の見積額を上限とする。
○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額を上限とする。

（４．留意事項）
○ 木材の販売収益から差し引いた間伐、木材販売、その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
○ 丙が間伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
番号	所在				林班		小班
	町	大字	小字	地番			
49	伊根町	野村	石原	10110-2	34	い	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から、間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費総額の見積額を上限とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額を上限とする。 （４．留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた間伐、木材販売、その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が間伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
50	伊根町	野村	オツカケ	1426	34	い	
51	伊根町	野村	石原	110-16	34	い	
52	伊根町	野村	イシハラサカ	1353	34	い	
53	伊根町	野村	イシハラサカ	1353-1	34	い	
54	伊根町	野村	ミヤノ前	1311-1	34	い	
55	伊根町	野村	ミヤノマヘ	1345	34	い	
56	伊根町	野村	宮ノ前	1311-1	34	い	
57	伊根町	野村	石原	110-マル1	34	い	
58	伊根町	野村	カウラウチ	1431	34	い	
59	伊根町	野村	オクシノウヘ	1379	34	い	
60	伊根町	野村	石原	1355	34	い	
61	伊根町	野村	石原	1355-1	34	い	
62	伊根町	野村	石原	10110-19	34	い	
63	伊根町	野村	石原	110-マル2	34	い	
64	伊根町	野村	宮ノ前	1312	34	い	

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
番号	所在				林班		小班
	町	大字	小字	地番			
65	伊根町	野村	宮ノ前	1316	34	い	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から、間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費総額の見積額を上限とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額を上限とする。 （４．留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた間伐、木材販売、その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が間伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
66	伊根町	野村	宮ノ前	1308	34	い	
67	伊根町	野村	石原	10109-3	34	い	
68	伊根町	野村	石原	10110-6	34	い	
69	伊根町	野村	石原	10114-4,-5	34	い	
70	伊根町	野村	石原	10111-4	34	い	
71	伊根町	野村	東谷	東谷1302・1303・1304	34	い	
72	伊根町	野村	フンゴダ	1307・1307-1	34	い	
73	伊根町	野村	ミヤノ前	1311-2	34	い	
74	伊根町	野村	ミヤノ前	1309	34	い	
75	伊根町	野村	宮ノ前	1310	34	い	
76	伊根町	野村	石原	110-12	34	い	
77	伊根町	野村	宮ノ前	1309	34	い	
78	伊根町	野村	谷地	1301	34	い	
79	伊根町	野村	石原	1420-1	34	い	
80	伊根町	野村	石原	1301	34	い	

対象森林						
番号	所在				林班	小班
	町	大字	小字	地番		
81	伊根町	野村	石原	10110-11	34	い
82	伊根町	野村	ヲクジ	1348	34	い
83	伊根町	野村	オツカケ	1427	34	い
84	伊根町	野村	石原	110-14	34	い
85	伊根町	野村	石原	10110-13	34	い
86	伊根町	野村	石原	10110-20	34	い
87	伊根町	野村	オツカケ	1434	34	い
88	伊根町	野村	ミヤノマヘ	1346	34	い
89	伊根町	野村	石原	10110-7	34	い
90	伊根町	野村	イシハラサカ	1347	34	い
91	伊根町	野村	ブンゴダ	1805-1,-2	34	い
92	伊根町	野村	石原	1344	34	い
93	伊根町	野村	石原	10109-1	34	い
94	伊根町	野村	ヲフカケ	1428	34	い
95	伊根町	野村	石原	1367	34	い
96	伊根町	野村	石原	1368・1369	34	い

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から、間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費総額の見積額を上限とする。
○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額を上限とする。

（４．留意事項）
○ 木材の販売収益から差し引いた間伐、木材販売、その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
○ 丙が間伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
番号	所在				林班		小班
	町	大字	小字	地番			
97	伊根町	野村	石原	1369-1	34	い	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から、間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費総額の見積額を上限とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額を上限とする。 （４．留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた間伐、木材販売、その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が間伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
98	伊根町	野村	イシハラサカ	1352	34	い	
99	伊根町	野村	イシハラサカ	1352-1	34	い	
100	伊根町	野村	石原	10110-5	34	い	
101	伊根町	野村	石原	10111-2	34	い	
102	伊根町	野村	石原	1364	34	い	
103	伊根町	野村	石原	1370	34	い	
104	伊根町	野村		I	34	い	
105	伊根町	野村		H	34	い	
106	伊根町	野村	カウラウチ	A	34	い	
107	伊根町	野村		F	34	い	
108	伊根町	野村	ソブカミ	146	34	い	
109	伊根町	野村	石原	114-1	34	い	
110	伊根町	野村	石原	1374	34	い	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜時期＞

- 丙から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座